

電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン  
改正箇所一覧

頁	箇所	概要
19	5(2)③イ	・ 特定の端末の種別向けの料金プランの小区分（以下「小区分」という。）での通信料金を「有利とする」の判断における割引の扱いの明確化
21	5(2)⑤具体例	・ 小区分での「有利とする」の判断における 5G の料金プランに関する具体例を明確化
27	5(3)②イ	・ 「通信役務の利用」等に着目しない一般的な条件についての整理の明確化
28	5(3)②ウ	・ 「新規契約」に関して、プラン変更や回線の追加の扱いについて明確化
31	5(3)②エ	・ 複数の条件が組み合わされる場合の規律の適用関係をまとめて記載するとともに、具体例を追加
38	5(3)④イ	・ 利益の提供額の算定にあたっての消費税の扱い、複数回線の利用を内容とする契約の扱い等を明記
41	5(3)⑥ウ	・ 通信方式の変更に対応するための端末に係る利益提供額の上限の特例に関する具体的な適用条件の明確化
48	5(3)⑦エ	・ 調達端末の一部を減損処理する場合に提出が必要となる書類を明示
61	7(2)②イ注	・ 既往契約に係る特例を受ける軽微な変更の具体例の趣旨の明確化
68	8(2)②カ注	・ 移動端末設備の製造事業者への支払金支出状況報告に含めるべき支払金の範囲を明確化
69	8(2)③ア注	・ 対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告について、利益の提供を約す時点と提供する時点とが異なる場合の扱いを明確化
71	別紙 1	・ 将来時点でしか金額が確定しない利益の提供に係る利益の提供額の確定手続について、具体的な手続の詳細を明確化
84	別紙 2	・ 届出媒介等業務受託者の手続を電気通信事業者が併せて行う場合の最終調達日の裏付け資料の詳細等を明確化

※ 上記のほか、誤記の修正などを行っている。